

令和6年第3回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和 6 年第 3 回初山別村議会定例会会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 1 1 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和 6 年 9 月 1 1 日 午前 1 0 時 0 5 分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 一裕 2 番 高場志津子 3 番 鎌田 健治 4 番 斉藤 勝博 5 番 長谷川幸廣 7 番 三谷 博子 8 番 木村 健一
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	不応招議員と同じ
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 大水 秀之 監 査 委 員 荒木 隆 選挙管理委員会 立田 康雄 委員長
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 宇野 要 企画振興室長 佐藤 公彦 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 小川 志鏡 経 済 課 長 寺崎 廣輝 主 任 技 師 長谷川孝之 出 納 室 長 藤田美由紀 教育委員会 大西 孝幸 農業委員会 寺崎 廣輝 選挙管理委員会 加藤 明彦 事務局 長 事務局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	5 番 長谷川 幸廣 7 番 三谷 博子
会 議 の 書 記 氏 名	事務局 長 大井 英世 書 記 岩井 陸
そ の 他	な し

村 長 議 会 招 集 挨 拶
議長 木村健一 君
村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和6年第3回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。
暑さ厳しかった夏も過ぎ去り、秋の訪れが感じられる季節となり、各種産業もいよいよ、繁忙期を迎えております。議員の皆様方には、何かとご多用の所、定例議会を招集いたしました、議員各位のご出席のもとに本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。
本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針いわゆる骨太の方針では、来年度予算案の方針を始め、将来の経済財政運営の在り方がまとめられました。地方自治体の安定的な財政運営に必要となる、一般財源総額については2024年度の地方財政計画と同水準を確保し、地方財政基盤の持続性の確保が記されるとともに、人口減少に対応しながら、地域の特性や魅力を生かした自主的な、地域社会を創出するとされております。政府の2025年度予算編成に向けた、各省庁による概算要求は8月末に締め切られ、防衛費の誇張や高齢化に伴う社会保障費の増加などにより、総額は約117兆円となり過去最大の見通しとなっております。国の内外の課題が山積する中、国政は混沌としておりますが、国の未来を見定めての高い識見や国家観のもと、この難局を乗り越える確かな政策の実現を望むものであります。
さて、第3回村議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算を含め13件であります。単行議案は8件で、同意案件につきましては、本年9月30日をもちまして任期満了となります、教育委員の任命同意についてであり、引き続き菊井真証氏を任命致したく存じますので、ご同意頂きますようお願い申し上げます。又、一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、事業費の追加などの補正をお願い致しております。なお又、令和5年度の各会計の決算認定をお願い致しておりますが、去る7月29日から8月8日のうち、6日間にわたりまして、荒木・鎌田両監査委員に各会計の決算監査が行われ、ご意見・ご指導を頂いたところであります。内容につきましては、監査委員から審査意見書が提出されておりますが、各会計の決算審査の際に詳細説明申し上げます。
それぞれ宜しくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶と致します。
何分宜しくようお願い申し上げます。

開 会 ・ 開 議	
議長 木村健一 君	
只今の出席議員数は7名で定足数に達しておりますので、令和5年第3回初山別村議会定例会を開会します。	
これより本日の会議を開きます。	
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。	
日程第1 会議録署名議員の指名	
議長 木村健一 君	
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。	
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長より指名します。	
5番長谷川幸廣君、7番三谷博子君両名を指名します。	
日程第2 会 期 の 決 定	
議長 木村健一 君	
日程第2 会期の決定を議題にします。	
本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。加藤委員長。	
議会運営委員長 加藤一裕 君	
ただ今議長より指名がありましたので、報告いたします。	
議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る8月25日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。	
協議の結果、案件を勘案し、会期を本日から9月14日までの3日間とすることに決定いたしました。	
以上、報告を終わります。	
議長 木村健一 君	
お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から9月14日までの3日間にしたいと思います。	
ご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	

議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月１４日までの３日間に決定しました。
日程第３ 諸 般 の 報 告
議長 木村健一 君
日程第３ 諸般の報告を行います。
事務局長に朗読させます。大井事務局長。
事務局長 大井英世 君
第３回初山別村議会定例会諸般の報告
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
立田農業委員会会長から欠席の申し出がございました。
これで諸般の報告を終わります。
日程第４ 行 政 報 告
議長 木村健一 君
日程第４ 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。村長。
村長 宮本憲幸 君
令和６年第３回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております
資料の順に従いまして、報告申し上げます。
はじめに、１ 農作物生育状況及び漁業生産状況についてであります。、(1) 農作物の作況及び
生産状況について申し上げます。水稻につきましては、今年の村における「生産の目安」数量は、
１，４３３．４トンで、前年と比較して、数量で８．８５トン、率にして０．６１％の減となっ
ております。作付確定面積は、すべて「もち米」で、主食用米２２２．０ヘクタールで、加工用
米４３．７６ヘクタールとなっております。作況につきましては、５月下旬の低温・寡照により
一時的な生育停滞があったものの、出穂期は２日早まりました。９月１日現在の生育は、平年と
比較して稈長は長く、穂長は平年並で、穂数は平年よりやや少なくなっております。また、冷害
危険期は、好天で推移したため、稔実歩合は平年並ではありますが、成熟は早まり、収穫作業は、
例年より２日ほど早く始まっております。小麦の作付面積は、３５３．２ｈａで、前年より１．

7%増加しておりますが、出荷数量は、868.3トンで、22.3%下回る実績となっております。なお、品質については、1等比率 80.4%でありました。このほか、大豆などの豆類も、生育は平年並ではありますが、播種の遅れや湿害の程度により、ほ場間の差が大きい状況となっております。これから、農作物の本格的な収穫期を迎えますが、農作業等の事故がなく、実りの秋となるよう願っているところであります。

(2)の漁業生産状況について申し上げます。8月末現在の水揚げ高は、全体で、数量355.4トン、金額2億4,428万1千円で、前年と比較して、数量74.2%、金額64.0%であります。主力魚種の「ほたて稚貝」は水揚げ量、生産額ともに平年を維持したものの、「たこ」は水揚げが不調であり、また、「ナマコ」については、ALPS処理水の海洋放出の影響を受け前年と比較して金額で58.6%と大きく下回っております。漁業においては、近年の温暖化に伴う海水温の上昇により、「秋サケ」の記録的不漁が予測されており、また、「ほたて稚貝」の生育不良も心配されているところではあります。今後とも、経営安定のため、魚種全体の水揚げ量並びに魚価の回復を切に願うものであります。

次に、2の岬センター等の利用状況についてであります。

①岬センターの利用者数は、研修室1,357人入浴者2万1,285人、宿泊者4,024人、一般食堂9,115人、合計では3万5,781人で、前年から7,077人の増、比較で124.7%となっております。

②有料公園施設では、ゴーカート1,255人、バッテリーカー206人、パークゴルフ75人、バンガロー1,191人、合計で2,727人、比較で112.5%となっております。

③道の駅「ともしび」では、軽食喫茶8,070人、バーベキュー1,158人、展示売店8,807人、合計で1万8,035人、比較で117.5%となっております。

④農林水産物直売所「北極星」では、売店1,001人、レストラン838人、合計で1,839人、比較で85.8%となっております。

⑤オートキャンプ場では、カーサイト1,044件、利用者数3,315人、フリーサイト1,299件、利用者数1,778人、合計で、利用件数2,343件、利用者数5,093人、比較でそれぞれ131.5%、126.6%となっております。

3の令和6年度建設工事等の発注状況について申し上げます。(1)8月31日現在の土木・建築工事につきましては、土木工事が発注済7件で、1億2,446万5千円、建築工事は、発注済7件で、3億64万1千円、発注率は、ともに100%であります。土木・建築工事の計では、発注済14件で 4億2,510万6千円であります。委託業務は、発注済10件で 4,34

9万4千円、発注率は91.5%であります。

(2) 水道・農業集落排水工事につきましては、すべて水道工事で、発注済2件で356万4千円、発注率は100%であります。委託業務は、発注済2件で1,948万3千円、発注率は、100%であります。

以上で行政報告を終わります。

議長 木村健一 君

これで、行政報告は終わりました。

日程第5 一般質問

議長 木村健一 君

日程第5 一般質問を行います。

議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりであります。

発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての各議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。

順番に発言を許します。4番斉藤勝博君。

4番 斉藤勝博 君

空き家の解体に伴う費用の助成について質問致します。

昨今、少子高齢化や人口減少により、全国的に空き家が増加しており、一つの社会問題となっています。

本村においても空き家が多く存在しておりますが、村民の中には老後を見据え、医療や福祉環境の整った都市部への移住や、親族のいる地域へ移住するケースも多く見られ、今後、更に空き家の増加が想定されます。空き家が空き家としてそのまま残ってしまう理由は、所有者の様々な事情も考えられますが、その一つの要因として、解体に伴う費用が高額な事、また近年では家屋の解体に伴う費用が更に高騰している事が背景にはあります。

村内には今後、危険家屋となり得る様な、老朽化の進んだ空き家も存在する事から、安全性・防犯性・衛生環境・景観の阻害等の観点からも、村民の生活環境を守る事が重要とも考えます。

村で解体に伴う費用に対し助成をし、解体処分しやすい様な対策を講じてはと考えるので、村長の考えを伺います。

村長 宮本憲幸 君

議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
議員ご質問の、「空き家の解体に伴う費用の助成について」をお答えいたします。
現在、村で実施している住環境整備促進事業につきましては、平成２２年度から、住宅の改修、空き家の除去、空き家の流動化などを通して、快適で良好な住環境の整備並びに景観の向上を図ることを目的として、助成制度を開始しているところであり、以降３年ごとに制度見直し、改定を行いながら、現在に至っているところです。
これまでの１４年間では、この助成制度を活用し、住宅改修工事７５件２，５５９万円、住宅除去工事２５件７４６万７，５７９円、屋外排水設備工事１２件６９万円、空き家住宅購入等１４件４６９万円など、延１２６件３，８４３万７，５７９円と、多くの方に活用されてきているところです。
平成２２年度の制度開始当初においては、居住の用に供さなくなった老朽住宅の除去工事について、村内建設業者が行うことを条件として、その除去に伴う工事費用が１００万円以上のものについて、廃棄物処分施設における受入費用の額とし、５０万円を限度に助成を行っていたところです。平成２５年度からは、同条件で助成額を３０万円の上限に改定し実施しているところです。
その後、平成２８年度からの事業実施にあたり見直しを図ったときに、現在の除去費用１００万円以上で「居住用住宅の新築に伴う旧居住用住宅の解体」を助成要件とし、３０万円を上限として事業実施してきているところですが、住宅除去工事については、平成２８年度以降この助成制度を活用した対象事業となる住宅除去工事の実施はありませんでした。
現在、物価高騰等により、住宅の除去費用についても高騰している状況にあると察するところであり、この除去費用高騰により住宅の除去をためらう住民の方、あるいはその家族の方もおられることと推察いたします。
また、令和４年１１月に実施した「初山別村住生活基本計画」の住民アンケート調査において、「助成制度があれば除却を検討したい」という回答が３１．８％あったところです。
この様なことから、次期住環境整備助成事業の制度設計について、これらの結果も参考としながら総合的、かつ様々な視点から十分検討を深めたうえで、新たな制度、対策を講じてまいりたいと考えますので、ご理解をお願いします。

4 番 齊藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
4 番齊藤勝博君。
4 番 齊藤勝博 君
それでは再質問致します。現在、本村における空き家の数はどのくらいなのか把握しております したらお教え願います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
具体的なデータのことなので担当課長より説明させていただきます。
経済課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君
寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
現在の空き家の数ですが、令和 4 年度に初山別村空き家等対策計画を策定しております。その 時の調査では、平成 2 8 年度で 5 6 戸、令和 2 年度には 6 2 戸となっており、現状では、担当が 調査したところ 4 5 戸となっているところであります。
4 番 齊藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
4 番齊藤勝博君。
4 番 齊藤勝博 君
只今説明があった通り、村内ではかなり多くの空き家が存在していると思いますが、空き家の 有効活用というのも、全国の自治体の中で大きなテーマの一つになっているかと思われます。人 気の観光地では、空き家を利用した古民家カフェやシェアハウスなど多くの成功事例もあります が、本村においては過去にそのような事例も無く、空き家の利活用をして、何かしらの商売を始

め生計を立てるのはなかなか難しい現状にあると思います。もちろんその可能性を否定するものではありませんが、現状として村長は本村における空き家の有効活用の可能性についてどうお考えでしょうか。

村長 宮本憲幸 君

議長。

議長 木村健一 君

村長。

村長 宮本憲幸 君

空き家の有効活用についてでありますけれども、全国的にも人口減少時代に入って今あるまだまだ利用可能な空き家の活用をどうするかというのは、国全体の問題でもありますし、村においてもそういった問題は抱えているというふうに認識をしております。やはりまだ使えるのではないかという家屋もありますし、そういった家屋については村で実施しております空き家バンク等を活用してくれればと思いますし、新しい視点でもって地域で暮らしたいという方がいましたら、仕事を確保すると同時に住まいを確保するということが極めて重要な問題ですので、そういうことにも繋がらないかということはこれからも引き続き検討していきたいと思います。生かせる空き家は生かすということが必要ではないかというふうに思いますし、同じ空き家でも危険家屋と言わざるを得ない状況のものもあるのが事実であります。そういった家屋につきましては、個別に連絡が取れる物件について個人の所有者としての一部折衝をしているところもありますし、是非その周りの住民の方に迷惑をかけるということも認識していただいた中で、それぞれの個人財産の処分について深く考えて頂きたいと思っています。そしてまた、それを実際買いたいということになった時に、背中を押せるような制度として村としても今の時代に合った助成制度を考えていかなければと認識しております。

4 番 斉藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

4 番 斉藤勝博 君。

4 番 斉藤勝博 君

私も村長のお考えと同様でありまして、空き家の有効活用に関して何か良い方法はないかと引き続き検討していかなければいけない問題だと考えています。

それでは次に、村長の答弁の中にもありましたが空き家バンクの制度についてご質問致します。

村のホームページを見ますと令和6年8月現在で登録件数が0件とありましたが、現在も0件でよろしかったでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
具体的な話しですので担当の方から答弁させていただきます。
企画振興室長 佐藤公彦 君
議長。
議長 木村健一 君
佐藤企画振興室長。
企画振興室長 佐藤公彦 君
空き家バンクの現在の登録件数は0件でして、昨年度の実績としまして登録件数が1件、成約件数が1件となっております。また制度周知ということで広報お知らせ版を通じてお知らせしていると同時に各種会議においても是非空き家バンク制度をご活用下さいということで、制度周知にも努めていますのでよろしくお願い致します。
4番 斉藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
4番 斉藤勝博君。
4番 斉藤勝博 君
次にもう一点、この空き家バンク制度の中身についてお聞きしたかったのですが、空き家バンク登録情報の中の一文に、その文を読み上げますと、村内に空き家を所有する所有者で、売却又は賃貸をご希望の方は空き家バンクへのご登録をお願いします、とあります。そしてその下にかっこ書きで、空き家の状況により空き家バンクへの登録ができないことがあります、と書かれています。このかっこ書きの登録が出来ない状況とはどのような状況なのですか。空き家がかなり老朽化していて登録ができないということでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。

議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
具体的な内容の話しですので担当の方から答弁させていただきます。
企画振興室長 佐藤公彦 君
議長。
議長 木村健一 君
佐藤企画振興室長。
企画振興室長 佐藤公彦 君
空き家バンクの登録できない条件ということですが、新しい古いということではなく所有者が亡くなっていた場合の登記などの関係でして、相続人の同意が得られているということを想定しております。登記簿などをきちんと付けていただくことになっているということでご理解願います。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
この空き家バンクの問題ですけれども、やはり地域に求める人と放したい人の間を仲介するという人材の方が一定程度いたのですが、今はそういう取り持つような方がいない時代になりました。そういう中では空き家バンク制度は可能性のある制度ではないかと思っております。ただ、その空き家バンク制度そのものの使い方、あるいは住民の皆さんへの情報が決して十分であるかといえそうでない面もあるのかなと考えております。是非、この家を放したい、あるいは求めたいという人たちのマッチングが少しでも進むように、この空き家バンク制度をもっと解りやすく、使いやすく、そして内容がよく理解出来るというような、そういう制度の発信というのも極めて重要でないかなと思っております。現状空き家バンク制度が村にありますから、活用して下さいと単純にそのことだけでなく、もっと解りやすい制度、使いやすい制度、皆さんがこれは空き家バンクだねと思う制度に進化させていきたいと思っております。
4番 齊藤勝博 君
議長。

議長 木村健一 君
4 番 齊藤勝博君。
4 番 齊藤勝博 君
空き家バンクに登録できない状況とは、今ご説明頂いたような中身になろうとは思いますが、私も少し調べてみますとその中の一つでは、空き家にリフォーム等を施して最低限住める状態になるというのがあるかと思います。現在、その中で村内の空き家バンク登録件数が0件というところでありますので、こんなに多くの空き家があるのにどうして0件なのかと考えてみますと、空き家バンクに登録をしても誰も買わない、また多額の費用を投じてまでリフォームして住む人はいないだろうという空き家所有者の心情もあるかと思います。それと同時に現在村内にある空き家の多くが老朽化が著しく進んだ買い手のつきにくい空き家であることを示唆しておりますがその点につきまして村長はどうお考えですか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
その空き家の状態と需要と供給というような話しになってくるとは思うんですけども、空き家の状況もいろいろな段階があるのかなと思います。すぐ住めるような家屋もあれば、ちょっと住めないけど自分でリフォームすれば住める、あるいはまた、これではちょっとというような物件もあると思うんですよ、そういったことについての段階をもっと解りやすく空き家バンク制度の中で設定して対応していくということが必要だと思います。これからの時代、生かせるものは生かす、中にはこの家でも自分はこう使いたいんだという人が極めて低廉な価格の中で譲渡されるようになれば、そこには一つの経済効果なり活性化も生まれてくると思いますので、柔軟な仕組、制度というものが必要なのではないかと考えております。
4 番 齊藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
4 番 齊藤勝博君。
4 番 齊藤勝博 君
このような状況を考えますと、空き家の家屋の状態が良ければ村民の誰かが購入をしそこに住

む可能性も高いのですが、家屋の状態が悪く買い手がつかないような空き家は所有者が解体処分をするしかないというような二極化が今後さらに進むような気がしております。また、それが空き家が空き家として放置される可能性が高まるということにあらうかと思います。空き家を現在所有している人、今後空き家を所有しなければいけなくなる人がいるかと思いますが、今後も引き続き状況を見据えながら解体に伴う費用の助成を含めた空き家対策全体を考えていかなければならないと思いますが、最後にこの点についてどうお考えでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
住まいを確保するということは、やっぱり生きていく上で極めて重要なポイントになるわけですが、けれども、近年の村における傾向の一つに、地域の奥まったところに住んでいたんだけど、高齢になって元気なうちは市街地に住みたいなと思っている人もいますし、現に今、公営住宅に移り住んでいるというような状況もあります。そういう人たちにも使い勝手のいいようなこのバンク制度、あるいは情報の提供をする形というのが必要なんだろうなと思います。住まいの重要性、あるいは暮らしの持続性という面ではいかに住環境を整えるかということは重要なことだと思いますので、様々な視点から解体の助成制度、あるいは空き家バンクのあり方含めて、村の住環境という問題について深めて今後も検討してまいりたいと思います。
4 番 齊藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
4 番 齊藤勝博 君。
4 番 齊藤勝博 君
今回質問した中身につきましては、今後さらに表面化してくることも考えられます。村民の皆さんが求めるニーズを把握しながら引き続き安心、安全で生活できる街づくりに努めていただきたく思います。以上で一般質問を終わります。
議長 木村健一 君
暫時休憩いたします。
(休憩 午前 10 時 48 分 再開 午前 11 時 10 分)

議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に 7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
しよさまる号の運行体制についてお伺い致します。
介護保険制度の改革がきっかけとなり、フレイルを予防し、地域に住み続ける環境作りを行うために生まれた高齢者向けのデマンド型移動サービスしよさまる号。
村が実施主体となり、トヨタ・モビリティ基金の助成を受け、ボランティアドライバー・ボランティア団体・郵便局・村の職員を巻き込んだ官民一体の取組みは、都度浮かび上がる課題に対し、柔軟にサービス方針を転換し、体制を整えながら、現在は社会福祉協議会が村から運営を委託されている。利用者の満足度も高く、高齢化に歯止めがかからない村にとって欠かせない移動サービスになっている。
今後の課題として、利用者側から①土日に予約できる体制②土日運行③運行時間の拡大④羽幌までの運行、運行者側から①担い手不足②車両不足（ニーズに答える為に）があげられている。
利用者からの要望の全てを一度に叶えるのは難しいことは理解している。それでも、2020年の実証運行時と比べ通院が大幅に増加している実情を踏まえ何らかの対策が必要と思うが村長の考えを伺う。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
議員ご質問の、しよさまる号の運行体制についてをお答えいたします。
この地域公共交通対策事業しよさまる号の運行については、高齢者の日常生活を支える交通手段を確保し、福祉の増進に寄与することを目的として、平成30年度からの実証運行を開始し、令和3年度から社会福祉協議会に交通空白地有償運送として業務委託し、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、村民の移動手段一つとして活用されております。
これまでの稼働状況ですが、令和3年度利用日数203日、延375回の運行で延568人、令和4年度は利用日数222日、延442回の運行で延628人、令和5年度は利用日数182日、延322回の運行で延462人の利用があったところです。主な利用目的として3か年平均

では、催し物 202 回、診療所 137 回、理・美容院 47 回、コロナワクチン接種もありますが 予防接種が 36 回となっているところです。
又、令和 5 年度の利活用状況の分析としては、稼働可能日数 360 日中稼働実績 182 日、稼 働率は 50.5% で、1 日平均 2.5 人の利用状況となっています。
延 462 人の方に活用され、年齢階層では 85 才以上の活用率が高くなっている状況下であり ます。
現在の業務委託によりますしよさまる号の運行が始まってから 3 年の期間が経過しております が、これまで受託事業者である社会福祉協議会と、都度浮かび上がる課題を共有し、協議、検討 を進め、現状で出来ることから改善等を図っているところでもあります。
例年、社会福祉協議会との協議を重ねる中でも、運行上の一番の課題となるのは、やはり担い 手となる人員の確保であり、令和 3 年度運行スタート当初は、職員 1 名を配置したところですが、 早期に退職され、その後、十分な人材確保ができておらず現在に至っているところです。
そのような状況下、社会福祉協議会においても、やすらぎ運営事業、デイサービス事業、生活 支援総合事業、ヘルパー事業所の運営など、限られた職員・人員体制の中で、予約専用ダイヤル を設けるなど工夫しながら、このしよさまる号運行業務に対応していただいているところですが、 業務を兼務する状況下では利用者のニーズに対応しきれないケースも増えてきております。
また、飲酒運転の厳罰化に伴い、事業者として業務使用の自家用車についても飲酒運転対策が 求められ、アルコール検知器による確認が必要となるなど、事業所として運行管理体制の整備も 求められているところです。
さて、議員質問の利用者ニーズに応えるための対策をとということですが、この事業実施にあた り重要となるのは、核となる人員の確保と考えているところです。
また、当初のボランティアドライバーとして登録されている方については、仕事の都合や用事、 高齢により辞退する事が多々あり、あらためてドライバー登録するか意思確認も必要であると 考えているところでもあります。
進む高齢化社会において、極めて重要な施策ですので利用者全ての要望を叶えるのは難しいこ とと考えますが、将来展望に立ちながら利用しやすく安定した運営ができるような体制づくりに ついて、様々な視点から更に検討・協議を深め、対策を講じてまいりたいと考えますので、ご理 解を願います。
7 番 三谷博子 君
議長。

議長 木村健一 君
7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
現在委託されている社会福祉協議会で、運行に関わっている職員は何名ですか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
現在の社会福祉協議会での人員の体制でありますけれども、嘱託職員 1 名、臨時職員 1 名です。
7 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
病院だけに通院するということを考えてご質問致します。
現在しょさまる号は平日の 9 時から 11 時半までが午前中、13 時から 15 時 20 分までが午後からの運行となっています。それは社会福祉協議会を出発して依頼者の自宅に到着するまでの時間です。沿岸バスの時刻表を見ますと、この体制に当てはまるのが留萌方面行き、例えば羽幌道立病院や留萌市立病院行く時ですが、行きは豊岬が 9 時 12 分ですのでこのバスは利用できません。そして初山別が 9 時 21 分、有明は 9 時 32 分につきますのでそれらはそのバスに乗れ、羽幌に 10 時 9 分に着きます。しかし留萌市立病院には 11 時 28 分に着きますので若干遅れて着くことになります。あとは午後の 1 時 42 分のバスもありますが、たいていは 11 時 30 分までの受付なので利用できるのはこの豊岬の 9 時 12 分、使えませんがこれだけしかないのです。
また、帰りにつきましては留萌からだと 12 時 30 分、その後になりますと有明に 17 時 30 分に着くバスになったりするので実際に使えるのは二本、留萌発 9 時 20 分と 12 時 30 分です。間の 10 時 30 分についてはお昼休みになっていますので休憩です。あとは皆 15 時 30 分以降になってしまうので、決められた時間内では利用できません、その辺についてはどうお考えですか。
村長 宮本憲幸 君

議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
具体的なお時間、そしてバスとの連携についてそういった不十分な点があるということを改めてお話しいただきましたけれども、やはり高齢者のみなさんにとって医療への道というのは同じ移動圏の問題でも、医療機関にかかるための足の確保というのはこれはやはり極めて重要なことですし、公共のあり方として考えていかなければいけない問題であるというふうに思います。 先ほど、最初の答弁でも話しましたようにそういう時間設定にならざるを得ないということは、人員が不足している状態がゆえになっているということを伝えましたが、それによって時間制約、そしてバスとの繋がりがうまくいかないということであれば、やはりスタッフをちゃんと整えてそういうことにも個別に一つ一つ、100%全てにとは言えないまでもケースケースに着実に繋がっていくような、そういう利便性といいますかそういう設定にする必要があると思います。体制を整えることができれば、今言ったようなような個別の問題についてももしっかり整えて住民の皆さんに、間に合って助かってるというような仕組みにすべきだと思います。
7番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7番三谷博子君。
7番 三谷博子 君
次に初山別診療所、それから初山別歯科診療所では土曜日半日診療を行っております。そしてしよさまる号は土曜日、日曜日はお休みです。なので土曜日の診療につきましてはしよさまる号が利用できません。予約の時ですが、予約は土曜日曜はできないことになっております。月曜日は診療所がお休みなので日曜日に予約できなくても大丈夫かと思いますが、羽幌道立病院や留萌市立病院へ行くためには日曜日に予約しないと月曜日のしよさまる号は使えません。そのところはどうお考えですか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。

村長 宮本憲幸 君
ただ今ご指摘ありましたお話しにつきましても、単にしょさまる号が村内で運行して、運行日はこうで時間はこうですよということのみではなくて、特に医療に関わる問題については具体的にどんな時間帯で、どう設定をすることが住民の皆さんが助かるのか、こういう視点が大切だと思います。そのことに向けて体制を整えなければなりませんし、当然そういうことに応えていく交通システムである必要があると思います
7 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
もう一点、村内では高齢者の免許返納の状況はどのようになっていますか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
免許返納の実状について担当課長から説明させていただきます。
総務課長 加藤明彦 君
議長。
議長 木村健一 君
加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
免許返納の件でございますが、制度が始まってからしばらく利用されている方はおりませんでしたが令和4年と記憶しております、2名の方が村の制度を利用されているということです。免許返納の件数につきましては、警察の方でもきちんとした返納という形をとるケースと自主的ではなくて失効という形もあるものですから実態としては把握できないという回答を頂いているところであります。
7 番 三谷博子 君
議長。

議長 木村健一 君
7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
たぶんこのような状況であれば各家に高齢になっても車が必要と考え、なかなか返納に気持ちが向かない、返納できない状態が続いているかと思います。また、最近ではヒグマがよく出没しております。今年は特に多く、私も浜を歩いているヒグマを2回見ました。また、セイコーマートの近くに出たという話もあり、また木村議長の自宅の入り口に熊出没注意の看板がついておりますし、山本農園のところにはしょっちゅう熊が来ているという話しも伺っております。そうしたことを考えると夜遅くに歩いて自宅まで帰ったり、人気のないところを歩くというのはやはり心配になってきます。今のところは事故もなく見たというだけで済んでいますが、捕獲の状態も熊の頭数が多いためなかなか安全な環境にはなっておりません。そういったことも考えよさまる号がもうちょっとうまく運行できればと考えていますが、そのところ村長はどうお考えですか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
物事の対応は本当にいろいろな視点があると思いますが、熊の問題含めて歩くということが危険でもあるという中で、その移動手段がどうなるべきかということも本当に必要なんだと思います。今現在、車に乗ることができてもいつかは免許を手放さなければならない、車に乗れなくなるとことは誰しも起こることです。そんな中でこういった地域においても、少しでも安心して暮らし続けていくためには、この移動手段の確保ということが本当に極めて重要な施策になるというふうに考えております。交通弱者問題というのは見かけは何か交通問題というふうに捉えがちですが、実は医療だとか暮らしとか生きることそのものなんだと、特にこうした地域においてはそのことが顕著に表れているというふうに思います。今、国土交通省の方においても全国の高齢者の移動手段の確保が極めて大きな課題となっておりまして、国交省の方にも新たに交通空白解消本部というのが今年度から設置されております。国の動きというのは地方に届くまで、なかなか時間がかかるわけですが、そういった面では私たちの村は3地区に分かれていてということで、それから近隣の町村と暮らしの面では密接な関係がある、それは医療であった

り生きるための買い物であったり助け合いであったりということなんだと思います。その中で移動手段を確保するということは本当に極めて大事な話だというふうに思ってますので、今までの3年間のしょさまるがスタートできたからそれでよしということではなくて、その検証をしっかり踏まえて人材を確保して、そしてよし、これだとなんとか高齢になってもやっていけるかなというような仕組み作りを目指したいと思いますので、ご理解願います。
7 番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君
7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
一つ提案があります。
職員さんが12時から13時まで休憩を取っております。担い手が2人いるということですので、休憩時間を一人ずつずらしていけばある一面は解決できるのかなと、そういったことができればの話ですが、人員を増やす前にそういったことも考えられることではないかと思います。
いろいろな社会福祉協議会の仕事をしながらという縛りを少し軽くすれば、また違った意味で運行時間を取れるのかなとも思います。進化するというのはとても大事なことで、今ある形をそのままではなく村長がおっしゃったように、より使いやすく変えていく、そういうところがとても大事だと思います。福祉というのは、一緒に生きる上で人を助けるということは当たり前の事だと思います。交通弱者を社会が責任を持って解決していくというのは、とても大事だと思います。
それを一日も早く全部一遍にじゃなくていいので、一つずつ解決していただければと思います。
これで一般質問を終わります。
議長 木村健一 君
これで一般質問を終わります。
日程第6 同 意 第 2 号
議長 木村健一 君
日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
提出者から説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君

同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
初山別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により機会の同意を求める。	
記	
住 所	初山別村字初山別198番地1
氏 名	菊井 真証
生年月日	昭和47年11月17日
令和 6年 9月11日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
令和6年9月30日をもって任期満了となりますことから再任致したく、ご同意を賜りますようお願いいたします。	
以上で説明を終わります。	
議長 木村健一 君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
議長 木村健一 君	
質疑がないようですのでこれで、これで質疑を終わります。	
お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し直ちに採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認め、これより採決します。	
この採決は、起立によって行います。	
本件の任命に同意することに賛成の方は起立願います。	
(全員起立)	
議長 木村健一 君	
起立全員です。	
よって同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。	

日程第 7 報 告 第 4 号
議長 木村健一 君
日程第 7 8 報告第 4 号 令和 5 年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告についてを議題とします。
説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
報告第 4 号 令和 5 年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年度北海道初山別村健全化判断比率等を、別紙のとおり監査意見を付けて報告する。
令和 6 年 9 月 1 1 日報告
初山別村長 宮 本 憲 幸
以下朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、次に健全化判断比率等審査意見について説明をお願いします。
監査委員荒木隆君。
監査委員 荒木隆 君
健全化判断比率等審査意見を求められましたので、数値を省略して、概要の説明を申し上げます。
議員各位のお手元に、村長あて報告した審査意見の写しが配付されておりますが、この審査では、健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法が法令等の趣旨に沿った適切なものであるか、その算定の基礎となる時効を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施しました。
その結果、算出における根拠数値に誤りがなく、比率はいずれも適正に作成されているものと、認めたところであります。
以上、概要説明といたします。
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君

質疑がないようですので、報告第4号 令和5年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告について以上で報告済みとします。
日程第8 報 告 第 5 号
議長 木村健一 君
日程第8 報告第5号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況についてを議題とします。
説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
報告第5号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況について
地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社しょさんべつ振興公社の令和6年度の事業計画、収支予算及び令和5年度の事業報告、収支決算等について、別紙のとおり報告する。
令和 6年 9月11日報告
初山別村長 宮 本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですので、報告第5号 株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況については以上で報告済みとします。
暫時休憩いたします。
(休憩 午前11時59分 再開 午後 1時05分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第9 議 案 第 3 0 号
議長 木村健一 君
日程第9 議案第30号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第30号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 6年 9月11日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 北海道最低賃金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第30号 フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第31号
議長 木村健一 君
日程第10 議案第31号 初山別村立診療所特別会計条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君

議案第 3 1 号 初山別村立診療所特別会計条例の制定について
初山別村立診療所特別会計条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 6 年 9 月 1 1 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 特別会計を設置することにより診療所の円滑な運営と、経理の適正化を図るため新たに条例を制定をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 3 1 号 初山別村立診療所特別会計条例の制定については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 1 議 案 第 3 2 号
議長 木村健一 君
日程第 1 1 議案第 3 2 号 初山別村立診療所に勤務する常勤医師の給与に関する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案第 3 2 号 初山別村立診療所に勤務する常勤医師の給与に関する条例の制定について
初山別村立診療所に勤務する常勤医師の給与に関する条例を、別紙のように制定するものとす

る。
令和 6 年 9 月 11 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 初山別村立診療所に勤務する常勤医師の給与について、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
3 番 鎌田健治 君
議長。
議長 木村健一 君
3 番 鎌田健治 君。
3 番 鎌田健治 君
今の説明を受けまして、現実的に村には医師も必要ですし、給与の高い安いはどこで算定していいかわかりませんが、見通しについて現実、李先生が退職されるなどなんとなく聞いていますが、詳しく現在言える範囲で説明願います。
住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君
小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
李先生ですが、平成 16 年 11 月から初山別診療所の方で委託開業ということで今まで約 20 年間やっていただいております。李先生も自分の年齢ですとかこれからの生活というものを考えながら、一旦初山別診療所からは身を引くといえますか、一旦辞めまして新たな体制をとということで、今回このような条例提案をさせていただきまして、その新しく来られる先生についても今現在もう目処が立っておりますので、今回の 9 月議会において特別会計の決定ですとか、新しく来られる先生の給与の面に関してということで条例提案をさせていただいているというところで、実際 1 月 1 日からこの条例によりまして、李先生から新しく来られる先生に変わるわけですが、経営の見通しということでいくと、今の李先生の受けている国保の診療報酬ですとか、そういう報酬関係で見ますと当面運営的には安定してできるのかなと考えています。今の患者さ

んをある程度、そのまま維持できれば運営的には安定するのかなと考えているところです。李先生は一旦退任されるわけですが、その後新しく来られる先生がもし長期で休みたいという時には、李先生から都合がつけばいつでも来ますよというお言葉もいただいておりますので、変わったから全く来なくなるというわけではなく、時々診療の方に来てくれるというお話をされています。
3番 鎌田健治 君
議長。
議長 木村健一 君
3番 鎌田健治君。
3番 鎌田健治 君
李先生が退職されるということですが、次の医師の方との引き継ぎなどスムーズにいくことを願っています。
副村長 宇野要 君
議長。
議長 木村健一 君
副村長。
副村長 宇野要 君
若干私より補足いたします。先日李ドクターとお話しする中で、今度来られる先生は高橋先生といいますが、再度会われて今後の引き継ぎ等について打ち合わせをしたところであります。そういう中では12月にはもうこちらの方に来て、新しい体制含めて医師同士の引き継ぎ、それと1月からの体制の確認も含めて再度医師から、また私たち役場も打ち合わせに入った中で受け入れ体制を構築しているところです。新年度からにおきましては、新たに李先生から休暇等で不在になる際には私もお協力を惜しまないということで、それにつきましても年間のスケジュールの中で、この期間こうやって休みに入るということであればそれに合わせて初山別村の方に来て手伝いをしたいという報告もありましたので、それらを踏まえまして村民の方には不安を感じないような医療体制を構築していきたいと思っております。今度ともお気づきの点がありましたら可能な対応していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。
7番 三谷博子 君
議長。
議長 木村健一 君

7 番三谷博子君。
7 番 三谷博子 君
新しく来られる医師の給与月額なのですが、別表 1 に診療所長と医師と二つに分かれています がこのどちらが当てはまるのか、それとも兼務の形になり両方支払われるのか、それと別表 2 の 所長と医師の研究手当というのはどのように支払われるのか教えて下さい。
住民課長 小川志鏡 君
議長。
議長 木村健一 君
小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
今回考えているのは、診療所長として迎える予定でいます。給与、手当面でも診療所長の欄で 支給をするという考えであります。
議長 木村健一 君
他に質疑はありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません か。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案 3 2 号 初山別村立診療所に勤務する常勤医師の給与に関する条例の制定については、原 案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 2 議 案 第 3 3 号
議長 木村健一 君
日程第 1 2 議案第 3 3 号 財産の取得の変更についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。寺崎経済課長。		
経済課長 寺崎廣輝 君		
議案第 33 号 財産の取得の変更について		
令和 6 年 6 月 18 日議会の議決を得た財産の取得について、次のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。		
記		
1 名称、種類、数量	チャイルドウッド（木製複合遊具）	1 基
	FRP 製ベンチ（お座りしょさまる）	1 基
	ウッドクライム（滑り台）	1 基
2 取得の目的	公園遊具の用に供するため。	
3 取得価格	変更前	17,875,000 円
	変更後	18,084,000 円
	（変更による増額 209,000 円）	
4 取得の方法	指名競争入札	
5 取得の相手方	苫前郡初山別村字初山別 93 番地の 3	
	有限会社 道北水道設備	
	代表取締役 武 田 弘 樹	
	令和 6 年 9 月 11 日提出	
	初山別村長 宮 本 憲 幸	
提案理由 取得の予定額が 1 千万円以上となる財産の取得価格を変更するため、議会の議決に付すものである。		
議長 木村健一 君		
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。		
（質疑なし）		
議長 木村健一 君		
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。		
（異議なしの声多数あり）		
議長 木村健一 君		

異議なしと認め、これより採決します。
議案第33号 財産の取得の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第13 議 案 3 4 号
議長 木村健一 君
日程第13 議案第34号 令和6年度北海道初山別村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦 君
議案第34号 令和6年度北海道初山別村一般会計補正予算(第2号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
これより歳出の質疑を行います。12ページからです。
1番 加藤一裕 君
議長。
議長 木村健一 君
1番加藤一裕君。
1番 加藤一裕 君
20ページ 1目 林業振興費 18節 負担金補助及び交付金

民有林造林事業補助金並びに、3目の私有林等整備事業補助金の説明がありました。その中で、
森林環境譲与税を利用してはならないという説明があったように伺いました。毎年申請する中で、
ヘクタール当たり要は森林の面積等を勘案して申請しているように聞いてはおりますが、その中
で私有林と民有林は別々に申請しているのかどうか教えて下さい。
経済課長 寺崎廣輝 君
議長。
議長 木村健一 君
寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
今の森林環境譲与税に対する充当の仕方を民有林と私有林で別々に申請しているか、というご
質問だったと思います。森林環境譲与税の充当自体については、実際国にこの事業に充当すると
いう事前申請などは特にありません。終わってからここに充当しましたよというのが実際の流れ
になっています。今回の補正については、総務課長からご説明していただきましたが、造林作業
路から間伐事業まで6本の事業については、森林環境譲与税の制度が始まる前からあった事業で
ありまして、その制度が始まる前にあった事業については森林環境譲与税が充当できないという
縛りになってございます。その縛りを解消するために、今回新たに民有林造林補助事業という制
度を設けて、その中で造林作業路、野ねずみ駆除、下刈り、保育間伐、間伐事業を新たな事業で
行うことによって、そこに森林環境譲与税が充当できる状況になりますので、民有林造林事業に
ついては今年度から森林環境譲与税を充当していくかたちになります。
民有林と私有林の違いが何かといいますと、民有林事業というのは国の補助事業残の部分を支
援するものでありまして、私有林等整備事業については国の補助金がつかなかった、全て自己負
担金でやる事業に対して補助をするというのが私有林等整備事業になっており、この2つの事業
の違いをご理解いただきたいと思います。それで今回補助事業を整備しまして、どちらの事業に
も森林環境譲与税を充当していくというかたちになりますのでご理解をお願いしたいと思います。
議長 木村健一 君
他に質疑はありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳出の質疑がないようですので歳入の質疑に移ります。3ページからです。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
歳入の質疑がないようですので歳入歳出全般について質疑ありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 4 0 号 令和 6 年度北海道初山別村一般会計補正予算 (第 2 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。
(休憩 午後 1 時 5 6 分 再開 午後 2 時 1 5 分)
議長 木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第 1 4 議 案 3 5 号
議長 木村健一 君
日程第 1 4 議案第 3 5 号 令和 6 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案 3 5 号 令和 6 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 3 5 号 令和 6 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 5 議 案 3 6 号
議長 木村健一 君
日程第 1 5 号 議案第 3 6 号 令和 6 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長 小川志鏡 君
議案 3 6 号 令和 6 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 3 6 号 令和 6 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 6 議 案 3 7 号
議長 木村健一 君
日程第 1 6 議案 3 7 号 令和 6 年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
議案第 3 7 号 令和 6 年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は収入支出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 3 7 号 令和 6 年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 7 議 案 3 8 号
議長 木村健一 君
日程第 1 7 議案第 3 8 号 令和 6 年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計補正予算（第 1 号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長 寺崎廣輝 君
議案第 3 8 号 令和 6 年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計補正予算（第 1 号）
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は収入支出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第 3 8 号 令和 6 年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 8 認 定 第 1 号

議長 木村健一 君
日程第18 認定第1号 令和5年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを議題とします。
お諮りします。本件については議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
なお説明は本会議を省略し、決算審査特別委員会において求めることにします。
ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本件は議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託することにし、なお説明は決算審査特別委員会において求めることに決定しました。
お諮りします。審査過程において必要が生じることも考えられますので、地方自治法第98条第1項の規定による権限を同委員会に委任したいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、地方自治法第98条第1項の規定による権限を、決算審査特別委員会に委任することに決定しました。
お諮りします。会議運営上、決算審査特別委員会における付託案件の会期内終了を持って本会議を再開し、この間休会します。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会における付託案件の会期内終了を持って本会議を再開し、この間休会とすることに決定しました。
なお決算審査特別委員会は、本日、本会議場で午後3時00分から開会します。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
(令和6年9月11日 午後 2時40分 散会)

令和 6 年第 3 回初山別村議会定例会会議録（第 2 号）

招 集 年 月 日	令和 6 年 9 月 1 2 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和 6 年 9 月 1 2 日 午後 2 時 4 5 分宣告
応 招 議 員	1 番 加藤 一裕 2 番 高場志津子 3 番 鎌田 健治 4 番 斉藤 勝博 5 番 長谷川幸廣 7 番 三谷 博子 8 番 木村 健一
不 応 招 議 員	な し
出 席 議 員	応招議員と同じ
欠 席 議 員	不応招議員と同じ
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 大水 秀之 監 査 委 員 荒木 隆 農 業 委 員 会 長 立田 幸男
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 宇野 要 企画振興室長 佐藤 公彦 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 小川 志鏡 経 済 課 長 寺崎 廣輝 主 任 技 師 長谷川孝之 出 納 室 長 藤田美由紀 教 育 委 員 会 大西 孝幸 農 業 委 員 会 寺崎 廣輝 教 育 次 長 事 務 局 長 選 挙 管 理 委 員 会 加藤 明彦 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	5 番 長谷川 幸廣 7 番 三谷 博子
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 大井 英世 書 記 岩井 陸
そ の 他	な し

開 会 ・ 開 議	
議長 木村健一 君	
ただ今の出席議員数は7名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。	
本日の会議はお手元に配布しております議事日程表第2号のとおりであります。	
立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。	
日程第1 認 定 第 1 号	
議長 木村健一 君	
日程第1 認定第1号 令和5年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを議題とします。	
本件について、決算審査特別委員会の審査結果について委員長から報告を求めます。	
長谷川幸廣委員長。	
決算審査特別委員長 長谷川幸廣 君	
決算審査特別委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。	
本委員会は、9月11日議長・監査委員を除く議員全員をもって構成され、令和5年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを付託されたものです。	
本委員会は9月12日、慎重に審査を行い採決の結果、少数意見を留保する委員もなく全員の起立をもって認定することに決定いたしました。	
以上、会議規則第40条第1項の規定により報告いたします。	
議長 木村健一 君	
お諮りします。	
本件については議長・監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会で審議をしておりますので、質疑・討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一 君	
異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略することに決定しました。	
これより令和5年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを採決します。	
この採決は起立によって行います。	
この決算に対する委員長の報告は認定とするものですが、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。	

(全員起立)
議長 木村健一 君
起立全員であります。よって、認定第1号 令和5年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定については認定することに決定しました。
お諮りします。
議事運営上9月13日に審議を予定されております5件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって5件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休憩します。
(休憩 午後 2時48分 再開 午後 2時49分)
議長 木村健一 君
再開します。
追加日程第1 意見書案第3号
議長 木村健一 君
追加日程第1 意見書案第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を議題とします。
提出議員であります7番三谷博子君から説明を求めます。
7番 三谷博子 君
意見書案第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和 6年 9月11日提出
提出者 初山別村議会議員 三 谷 博 子
賛成者 初山別村議会議員 加 藤 一 裕
賛成者 初山別村議会議員 長谷川 幸 廣
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第2 意見書案第4号
議長 木村健一 君
追加日程第2 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。
提出議員であります1番加藤一裕君から説明を求めます。
1番 加藤一裕 君
意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。
令和 6年 9月11日提出
提出者 初山別村議会議員 加 藤 一 裕
賛成者 初山別村議会議員 長谷川 幸 廣
賛成者 初山別村議会議員 三 谷 博 子
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。
これより採決します。
意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は原案のとおり可決することに異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第3 報 告 第 1 号
議長 木村健一 君
追加日程第3 報告第1号 令和6年度定期監査の結果報告についてを議題とします。
お諮りします。本件につきましてはすでに各議員に対しこの写しを送付済みでありますので、朗読を省略してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
意義なしと認め、朗読を省略します。
なお報告事項ではありますが、特に質疑があればこれを許します。
1番 加藤一裕 君
議長。
議長 木村健一 君
1番加藤一裕君。
1番 加藤一裕 君
2ページ、企画振興室、花いっぱい運動の実施という項目があります。この中の参加団体につ

いて監査の目的上報償金支給対象地区が参加団体として記載されているように思います。自治会におきましては組織交付金の中で美化運動を行っている場合もあります。報償金の交付がないと参加団体と認められないのか、協力団体とならないのかご意見を伺いたい。

企画振興室長 佐藤公彦 君

議長。

議長 木村健一 君

佐藤企画振興室長。

企画振興室長 佐藤公彦 君

事務概況書における花いっぱい運動の記載項目では、大項目で花いっぱい運動とし、その中で報償金交付団体の記載をしております。環境美化交付金の申請団体として各自治会、町内会名を記載しております。議員指摘のとおり環境美化交付金を申請していないからといって、花いっぱい運動に参加していないということではありません。今後、誤解を招かぬよう記載の表記方法を変更いたします。

議長 木村健一 君

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですので、報告第1号 令和6年度定期監査の結果報告については報告済みとします。

追加日程第4 発議第3号

議長 木村健一 君

追加日程第4 発議第3号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、発議第3号 議員の派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

追加日程第 5
議長 木村健一 君
追加日程第 5 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び、総務経済常任委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。よって会議規則第 6 条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。
令和 6 年第 3 回初山別村議会定例会を閉会します。
(令和 6 年 9 月 1 2 日 午後 3 時 1 3 分)